四　放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。

イ　放射線測定装置は、濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の状況等に応じ適切なものであること。

ロ　放射能濃度の測定条件は、第二十九条の二に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

五　濃度確認対象物について、異物が混入されず、かつ、放射性同位元素によつて汚染されないよう適切な措置が講じられていること。

第二十一条第一項中「別記様式第三十六」を「別記様式第四十一」に改める。

第二十二条第一項第二号中「放射性同位元素等」を「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」に改める。

第二十三条第二項中「別記様式第三十七」を「別記様式第四十二」に改める。

第二十五条中「別記様式第三十八」を「別記様式第四十三」に改める。

第二十五条の二中「別記様式第三十九」を「別記様式第四十四」に改める。

第二十五条の三第一項中「別記様式第四十」を「別記様式第四十五」に改める。

第二十五条の五第一項中「登録資格講習機関が行う」の下に「資格」を加え、「場合」を「者」に、「は不要とする」を「を添えることを要しない」に改め、同項及び同条第二項中「別記様式第四十一」を「別記様式第四十六」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者にあつては、合格証の写しを添えることを要しない。

第二十五条の六中「別記様式第四十二」を「別記様式第四十七」に改める。

第二十五条の七第一項及び第三項中「別記様式第四十三」を「別記様式第四十八」に改める。

第二十六条中「別記様式第四十四」を「別記様式第四十九」に改める。

第二十六条の二中「別記様式第四十五」を「別記様式第五十」に改める。

第二十七条中「別記様式第四十六」を「別記様式第五十一」に改める。

第二十八条第一項中「別記様式第四十七」を「別記様式第五十二」に改める。

第二十八条の二中「別記様式第四十八」を「別記様式第五十三」に改める。

第二十八条の三中「つど」を「都度」に改める。

第二十九条第一項第七号中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「許可廃棄業者」の下に「（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）」を加え、「別記様式第四十九」を「別記様式第五十四」に改め、同条第三項中「許可廃棄業者」の下に「（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）」を加え、「別記様式第五十」を「別記様式第五十五」に改め、同条第四項中「別記様式第五十一」を「別記様式第五十六」に、「別記様式第五十二」を「別記様式第五十七」に改め、同項第一号中「受入れ」の下に「、輸出」を加え、同条第五項中「別記様式第五十二」を「別記様式第五十七」に改め、同条第六項中「表示付認証機器届出使用者」の下に「（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者とみなされる者を除く。）」を加え、「別記様式第五十三」を「別記様式第五十八」に改める。

第四十一条中「別記様式第五十四及び別記様式第五十五」を「別記様式第五十九及び別記様式第六十」に改める。

第四十一条の二中「定める届出」の下に「又は報告」を加え、「表示付認証機器届出使用者の行う」を「表示付認証機器に係る」に改め、「第三項の届出」の下に「並びに法第二十八条第五項の報告」を加える。

第四十二条第一項中「別記様式第五十六」を「別記様式第六十一」に改める。

別表中「別表（第十四条の七―第十四条の十一、第十九条関係）」を「別表（第十四条の七―第十四条の十一、第十九条、第十九条関係）」に改め、同表汚染検査室（第十四条の七第一項第九号及び第十四条の十一第一項第十号）の項中「第十四条の七第一項第九号」の下に「、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第九号」を加え、同項の次に次の二項を加える。

放射化物保管設備（第十四条の七第一項第九号）	放射能標識の上部に「放射化物保管設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字を記入すること。	放射能標識は、半径十センチメートル以上とすること。	放射化物保管設備の外部に通ずる部分又はその付近
放射化物保管設備に備える容器（第十四条の七第一項第九号）	放射能標識の上部に「放射化物」の文字を記入すること。	放射能標識は、半径二・五センチメートル以上とすること。	容器の表面

別表貯蔵室又は貯蔵箱（第十四条の九第七号）の項中「第十四条の九第七号」の下に「及び第十四条の十において準用する第十四条の九第七号」を加え、同表管理区域（届出使用者の使用又は廃棄の場所に係るものを除く。）の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設（第十四条の七第一項第九号、第十四条の九第七号、第十四条の十一第一項第十号及び同条第三項第五号）の項中「届出使用者の使用又は」を「許可使用者が法第十条第六項の規定により使用の場所の変更を届け出て行う放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は届出使用者が行う使用若しくは」に改め、「第十四条の七第一項第九号」の下に「、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第九号」を「第十四条の九第七号」の下に「、第十四条の十において準用する第十四条の九第七号」を加え、同項の次に次の一項を加える。

許可使用者が法第十条第六項の規定により使用の場所の変更を届け出て行う放射性同位元素使用場所又は放射線発生装置の使用の場所に係る管理区域（第十五条第一項第十三号）	放射能標識の上部に「管理区域」の文字及びその真下に「（放射性同位元素使用場所）」又は「（放射線発生装置使用場所）」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字を記入すること。	同右	同右

同表届出使用者の使用又は廃棄の場所に係る管理区域（第十五条第一項第十三号及び第十九条第四項第二号）の項中「届出使用者の」を「届出使用者が行う」に改める。

様式第一の次に次の様式第二を加える。

様式第一（第二条関係）

整理番号	（注1）		

放射性同位元素
放射線発生装置　の使用許可申請書

年　月　日

正本には、所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。

文部科学大臣　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞　放射性放射線

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により
同位元素
発生装置　の使用の許可を申請します。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）	